

深刻な相談次々に、9月10月の相談事例

9月・10月、東葛労働相談センターには、以前に増して深刻な相談が寄せられました。自動車販売のパワハラ、トラック運転手の過酷な長時間労働、介護施設での退職強要と残業代未払い、県庁警備の賃金不払いなどの相談が続きました。

9月相談事例 トラック運転手の過労死基準を越す過酷な長時間労働

野田市内のS運送ではたらくWさんからの相談です。主に建設資材などを届ける長距離もある運送に従事、早朝の3時～5時の出発も多く、2週間を休みなく働くことも、半年以上頑張り続けたが、「もう体力の限界、続かない」とのことでした。

トラック運転手の労働時間等改善基準(改善基準告示)では、「1カ月の拘束時間の限度」は原則293時間、「1カ月の時間外労働及び休日労働の限度は、「1箇月の拘束時間の限度」までの時間」です。改善基準告示では、他に「一日の拘束時間は16時間限度」、「休息时间(終了時刻から次の勤務始業時間まで)は8時間以上」などが定められています。

Wさんの5月の労働実態をみると、拘束時間の合計は改善告示基準を上回る360時間、実労働時間は336時間、残業時間は過労死ラインを超える153時間にもなります。ほぼ毎月が同様実態で働き続けてきました。Wさんは、せめて改善基準告示にそった働き方への改善と残業代など未払い分の支払いを求め、東葛ユニオンに加入、交渉の結果、納得のいく形での和解合意を勝ち取りました。

5月、7月の労働実態

	拘束時間	実働時間	残業時間	法定休日 残業時間
5月	360:00	336:00	153:00	
7月	372:20	343:50	139:30	29:00

介護施設 ささいなことに始末書強要、拒否したら懲戒解雇通告、残業は労基法違反の「30分未満切り捨て」でサービス残業に

G介護施設ではたらくSさんからの相談です。8月中

旬、ささいなことから「始末書」を強要され、提出を拒否したら直ちに「出勤停止」、「懲戒解雇を通告」された、あまりにも理不尽との相談でした。背景には安直な使い捨て志向の経営体質があるようです。

G園の介護職員の約半数が非正規、非正規の多くが語学研修生です。介助をめぐる「ヒヤリハット」も多く、Sさんはより良い介護のためには入社時入社後の研修の充実、習熟度をたかめるロテーション移動、そして人手不足や習熟度の違いからおきる介護をめぐる職員間トラブルを良い方向に解決していくための環境づくりが必要と訴えています。

介助などで定時に終わらない分は労基法違反の「30分未満切り捨て」のため、ほぼただ働き(サービス残業)でした。2年間の勤務実態を調べてみて、実際の残業時間を計算すると合計217時間なのに、支給された残業手当の時間数はわずか14時間分、200時間分がただ働きでした。

Sさんは東葛ユニオンに加入、数回の団体交渉を経て納得のいく形での交渉妥結となりました。

一芹澤過労死労災事件- 会社が陳謝と解決金支払いに応じ和解が成立

芹澤過労死労災事件では、東京ビルサービス株式会社に謝罪と損害賠償を求め、今年8月松戸地裁に提訴していました。

その後、会社は「深甚なる陳謝の意を表するとともに、今後このような事態が発生しないように努める」と謝罪、慰謝料などとして解決金を払うことで和解が成立しました。

10月6日松戸地裁へ支援のお出かけを予定して下さった皆さんには、心から感謝申し上げます。

新企画・交流の広場:今回は悪質ファンドとたたかう全国一般昭和ゴム労組機関紙をお届けします。